

# 羽根小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。いじめを防止するために、学校・家庭・地域が連携して取り組むことが大切である。

学校では、教職員が連携し、日頃から些細ないじめの兆候を見逃さないように努めるとともに、ていねいに実態をとらえ、学校全体で組織的に対応していく。また、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止の取組

全職員、スクールカウンセラーを構成員とする「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童や保護者からの訴えなど、状況把握や対応策について協議し、学校全体で対応する。

### 「いじめ防止対策組織」の役割

#### (1) 「羽根小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ア 日頃の観察に加え、いじめに関わるアンケートを学期毎に実施し、教育相談を行う。
- イ 学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策の検証を行って改善策を検討する。

#### (2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ア 職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- イ いじめに関わるアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を学期に2回行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 事例検討などの校内研修を通して、いじめの早期発見や対応、未然防止についての実践力を高める。
- エ 全職員で、児童についての情報交換会を月に1回以上実施し、情報を共有する。

#### (3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ア 随時、学校だより等を通していじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- イ 学校評議委員会や民生委員会において、学区の方と情報交換をする場を設定し、継続していじめに関する情報を共有する。

#### (4) いじめ事案への対応

- ア いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- イ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ウ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。また、年に2回、「楽しい学校生活を送るためのアンケート」(hyper-QU)を行

- い、学級集団や児童相互の関係性を把握し、学級づくりに効果的に生かしていく。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 道徳教育や体験活動等を充実させ、子供たちの人間関係をつくる力やコミュニケーション能力の向上を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

## (2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめに関するアンケート及び教育相談を学期1回定期的実施する。いじめに関するアンケートについては、児童・保護者のプライバシーの保護や保護者からの心配事や気になる情報を把握するために、アンケートを家庭で実施し、他の児童の目に触れない様に配慮する。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

## (3) いじめに対する措置

- ア 被害児童を守り、ストレスや苦痛のケアを最優先に取り組む。
- イ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ウ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- エ 身体への重大な障害や金品の重大な被害があった場合には、対象児童・保護者に説明を行い、記名式アンケートを実施する。
- オ ネットいじめへの対応は、状況を正しく把握して指導にあたりるとともに、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

## 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を設け、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

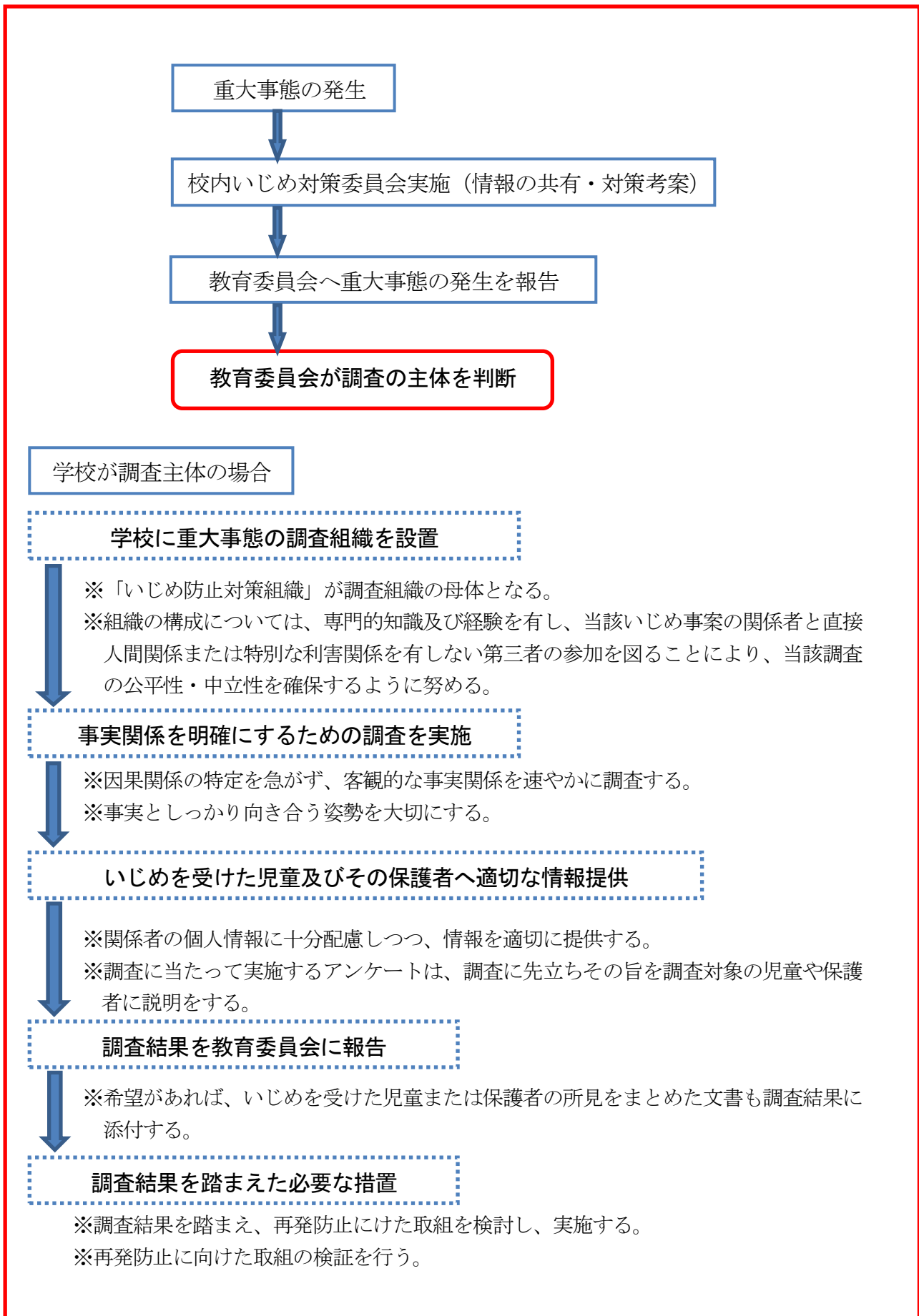
## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・長期欠席対策委員会できいじめに関する取組の検証を行う。

## 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者に配付し、ホームページにも掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止・発見に取り組む。

## 【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

	教職員研修、いじめ・長期欠席・問題行動対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P D ↓	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○SSWとの情報交換 ○学級会、学年会 ○保健指導（心と体の成長）	○相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会 ○保護者会（年度初め）
5月		C ↓	○第1回いじめ・長期欠席・問題行動対策委員会(5/2)	○入学を祝う会 ○運動会	○第1回「いじめ防止アンケート」実施 ○教育相談週間(6/6～6/13)
6月	A ↓		○STOP いじめ週間・集会	○hyper-QUの実施・検証	○部活動参観・懇談会
7月		P D ↓	○現職研修	○七夕集会	○「いじめ防止アンケート」実施
8月	C ↓		○選手激励会（水泳）		
9月		A ↓	○第2回いじめ・長期欠席・問題行動対策委員会(9/11)	○小学校水泳大会 ○選手激励会（球技）	○身体測定
10月	P D ↓		○小学校球技大会 ○学習発表会	○第2回「いじめ防止アンケート」実施 ○教育相談週間(10/31～11/8)	
11月		C ↓		○体力づくりかけ足 ○山の学習・修学旅行 ○羽根っ子人権週間	
12月	A ↓		○芸術鑑賞会 ○赤い羽根募金活動 ○STOP いじめ週間・集会 ○クリスマス集会	○「いじめ防止アンケート」実施	○保護者会（2学期末） ○みまもり隊下校 ○保護者への学校評価アンケート
1月		P D ↓		○保健指導（命の大切さ） ○なわとび週間・集会	○第3回「いじめ防止アンケート」実施 ○教育相談週間(1/29～2/6) ○身体測定
2月	C ↓	○第3回いじめ・長期欠席・問題行動対策委員会(2/8)	○学級での服部財団服部賞選出（6年）	○hyper-QUの実施・検証	○保護者会（3学期、希望制）
3月		A ↓	○学校関係者評価の結果を検証し「基本方針」の見直し	○卒業を祝う会	○「いじめ防止アンケート」実施
通年		○職員会での児童についての情報交換 ○対応策の検討	○校長講話、生徒指導講話など ○PTA絵本の読み聞かせ ○情報モラル指導（ネットモラル）	○健康観察の実施 ○SCによる相談	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。